

平成23年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果〈要旨〉

1 評価結果の概要

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を行った。また、教団から報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした。関係地方公共団体の長から調査結果の提供の請求を受け、請求から提供までの平均所要日数の短縮を達成した。
- (2) 国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。公安調査庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」を公表した。

2 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

- (1) 教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていく必要がある。そのためには、団体規制法に基づき、引き続き教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。
- (2) 国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在することから、今後も国内外の情報の正確・適時・迅速な収集・分析を行った上で、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供していく必要がある。